食中毒における緊急対策本部の組織体制

緊急対策本部

緊急対策本部長

食品安全担当大臣

- ○ 緊急対策本部の設置及び解散の決定
- ○ 副本部長及び本部員の指名
- ○ 食品安全関係府省相互間の事務の調整

緊急対策副本部長

本部長が本部員のうちから指名（1～2名）

緊急対策本部員

食品安全委員会委員長

- ○ 一元的な情報収集による科学的知見の集積及び分析等
- ○ 食品健康影響評価の実施
- ○ リスク管理機関に対する勧告、意見等
- ○ リスクコミュニケーションの実施

厚生労働大臣

【食品衛生に関するリスク管理】

- ○ 食品の製造、流通、販売等に係る監視指導を を通じた食品の安全性の確保
- ○ 添加物指定・農薬等の残留基準や食品加工・製造基準等の策定
- ○ リスクコミュニケーションの実施

農林水産大臣

【農林水産物等に関するリスク管理】

- ○ 生産資材の安全性確保や規制等
- ○ 農林水産物等の生産、流通及び消費の改善活動を通じた安全性確保
- ○ リスクコミュニケーションの実施

その他本部長が必要と認める関係大臣等